

昨今の経済情勢の変化などの影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

☞ 昨今の経済情勢の変化などの影響により、県税を一時に納付することができない場合、次の要件のすべてに該当するときは、県（広域振興局）に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り猶予が認められますので、所管の広域振興局（県税部・県税室）の納税担当にご相談ください。（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6～6の3、岩手県県税条例第21条）

○ 要件

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※1 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、ご相談ください。

※2 既に滞納がある場合や、納期限から6か月を超える場合であっても、広域振興局長の職権による換価の猶予（地方税法第15条の5～5の3）が受けられる場合もあります。

広域振興局（県税部・県税室）において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、納税が猶予されます。（承認された納付計画により納付履行）
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせても最長2年）
- ▶ 猶予期間中の延滞金が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください）

● 猶予制度の詳細についてはこちら

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/nouzei/1062535/index.html>



QRコード



岩手県・広域振興局

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ☞ 以下のようなケースに該当する場合は、それぞれ記載した金額について、納税の猶予が認められることがありますので、所管の広域振興局（県税部・県税室）の納税担当にご相談ください。（徴収の猶予：地方税法第15条～第15条の4）
- ☞ 既に滞納がある場合でも、申請をすることが可能です。
- ☞ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、ご相談ください。

○ 個別の事情（例）

ケース1 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、県税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

ケース2 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、県税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額の一部に相当する金額

ケース3 市場の悪化、親会社からの発注の減少等により売上の著しい減少を受けた場合

納税者の方が営む事業について、市場の悪化等の事情により、売上の著しい減少を受けた場合、県税を一時に納付できない額のうち、その減少した売上に見合う売上総利益に相当する金額

広域振興局（県税部・県税室）において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、納税が猶予されます。（承認された納付計画により納付履行）
- ※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせても最長2年）
- ▶ 猶予期間中の延滞金が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



【お問い合わせ先】

盛岡広域振興局県税部 納税課	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	019-629-6551	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
県南広域振興局県税部 納税課	〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2	0197-22-2821	奥州市、金ケ崎町
納税課 花巻市駐在	〒025-0075 花巻市花城町1-41	0198-22-4912	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
納税課 一関市駐在	〒021-8503 一関市竹山町7-5	0191-26-1420	一関市、平泉町
沿岸広域振興局経営企画部県税室 納税課	〒026-0043 釜石市新町6-50	0193-25-2703	釜石市、大槌町
納税課 宮古市駐在	〒027-0072 宮古市五月町1-20	0193-64-2212	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
納税課 大船渡市駐在	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9912	大船渡市、陸前高田市、住田町
県北広域振興局経営企画部県税室 納税課	〒028-8042 久慈市八日町1-1	0194-53-4986	久慈市、普代村、野田村、洋野町
納税課 二戸市駐在	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9254	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町